

高速利用料金助成事業実施要領

1 目的

この要領は、米子空港国際定期便（「米子ソウル便」、「米子香港便」、「米子台北便」及び「米子上海便」のことをいい、以下「定期便」という。）及び国際定期貨客船（以下「貨客船」という。）の利用促進を図るため、定期便および貨客船の利用者が、高速自動車国道、一般有料道路等の有料道路（高速道路株式会社、都市高速道路公社、地方道路公社及び地方公共団体が事業主体となる有料道路を指す。以下「高速道路等」という。）を利用し米子鬼太郎空港または境夢みなとターミナルを訪れる場合に対して、国際定期便利用促進協議会（以下「協議会」という。）が予算の範囲内で高速道路等の料金の一部を助成する事業（以下「事業」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

2 事業内容

(1) 助成対象者

定期便及び貨客船を往復利用した者

(2) 助成の条件

ア 助成対象者の条件

助成の対象となる者は前項（1）のうち、居住地等から米子鬼太郎空港または境夢みなとターミナルまでの間を高速道路等を利用して訪れる者とする。ただし、利用に供した自動車一台につき1名までとし、以下に該当する者を除く。

- (ア) 片道当たりの高速道路等の普通車通常料金が1,000円に満たない場合。なお、普通車以外の車種区分を利用した場合は、当該利用料金を普通車通常料金を置き換えるものとする。
- (イ) 旅行会社が募集して催行する旅行で使用するバス等に乗車して、高速道路等を利用した場合。
- (ウ) 定期高速バスに乗車して、高速道路等を利用した場合。

イ 助成対象経費

助成の対象となる経費は次のとおりとし、1/2を乗じて得た額を上限として助成を行う。

- (ア) 助成の対象となる定期便または貨客船に搭乗するために高速道路等を往復利用した際に支払った料金とするが、居住地等から米子鬼太郎空港または境夢みなとターミナルまでの最寄りの高速道路等の出入口までを最短距離で往復利用した場合に要する料金をその上限とする。
- (イ) 料金自動支払システム（いわゆるETC）等を利用して高速道路等の料金が割引適用となった場合は、その額を基準とする。

ウ 助成対象期間

助成の対象となる期間は、認定申請日と同一年度内までとし、当該期間内に助成対象便及び高速道路等の利用を終えているものであること。

エ 利用制限

助成の利用回数に制限を設けない。

3 経費助成の手続

- (1) 助成を受けようとする者は、対象となる旅行等までに申請書（様式1）により協議会（事務局：国際観光課）に対し、申請を行わなければならない。
- (2) 協議会は、申請書の内容が適正であると判断した場合、申請の受理日から10営業日以内に承認書（様式2）により承認を行うものとする。
- (3) 承認を受けた者は、当該旅行等の実施後、3（2）で定められた実施報告の期限内に報告書兼請求書（様式3）を協議会に提出しなければならない。
- (4) 協議会は、報告書の内容が適正であると判断した場合は、請求書を受理した日から30日以内に、

請求額の支払を行うものとする。

4 その他

- (1) 協議会は、申請書の先着順に優先して予算の範囲内で助成するものとする。年度途中で助成を終了する場合は、事前に協議会または鳥取県が運営するホームページ等で告知するものとする。
- (2) この要領に定めのない事項については、協議会が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年8月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年3月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年7月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年5月29日から施行する。

高速利用料金助成事業申請書

令和 年 月 日

国際定期便利用促進協議会会長 様

〒
住 所
氏 名
連絡先（電話）
（メール）
※日中ご連絡可能な連絡先をご記載ください。

高速利用料金助成事業実施要領に基づき、下記のとおり申請します。

記

旅行日	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
定期便及び貨客船の利用	※○を付けてください 往路（米子ソウル便/米子香港便/米子台北便/米子上海便/貨客船） 復路（米子ソウル便/米子香港便/米子台北便/米子上海便/貨客船）
高速道路利用区間	出発 IC : 到着 IC :
確認事項	高速バス、旅行会社が催行するバスは対象外です。 <input type="checkbox"/> 確認しました
高速道路利用車種区分	※○を付けてください ※車種区分が不明な場合は、高速料金検索サイト等により確認してください 軽自動車 ・ 普通車 ・ 中型車 ・ 大型車 ・ 特大車
申請額	円

<問い合わせ先>

〒680-8570 鳥取市東町 1-220 国際定期便利用促進協議会（鳥取県庁国際観光課内）
（メール）kokusaikankou@pref.tottori.lg.jp （電話）0857-26-7221

高速利用料金助成事業承認書

令和 年 月 日

様

国際定期便利用促進協議会会長
(公 印 省 略)

令和 年 月 日付けで申請のあった、高速利用料金助成事業認定申請については、下記のとおり承認します。

なお、令和 年 月 日(旅行終了日の1カ月後)までに実施報告書兼請求書を提出してください。期日までに提出のない場合、承認後に対象となる条件を満たさないと判断される場合は支払いができませんのでご注意ください。

記

承認NO	
助成予定額	

<問い合わせ先>

〒680-8570 鳥取市東町1-220 国際定期便利用促進協議会(鳥取県庁国際観光課内)

(メール) kokusaikankou@pref.tottori.lg.jp (電話) 0857-26-7221

高速利用料金助成事業交付申請書兼請求書

令和 年 月 日

国際定期便利用促進協議会会長 様

〒

住 所
氏 名
連絡先（電話）
（メール）

※日中ご連絡可能な連絡先をご記載ください。

下記の通り旅行等を実施したので、高速利用料金助成事業実施要領に基づき報告します。
高速利用料金助成にかかる助成金について、下記の通り請求します。

記

承認NO			
請求額	円		
旅行日	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
定期便及び貨客船の利用	※○を付けてください 往路（米子ソウル便/米子香港便/米子台北便/米子上海便/貨客船） 復路（米子ソウル便/米子香港便/米子台北便/米子上海便/貨客船）		
高速道路利用区間	出発 IC :	到着 IC :	
振込 口座	銀行名	銀行・信用金庫	支店・出張所
	口座区分	普通	・ 当座
	口座番号 (最大7桁)		
	(フリガナ)		
	口座名義人		

<問い合わせ先>

〒680-8570 鳥取市東町1-220 国際定期便利用促進協議会（鳥取県庁国際観光課内）

（メール） kokusaikankou@pref.tottori.lg.jp （電話）0857-26-7221